

地域密着型サービス事業所開設者  
居宅介護支援事業所開設者 様  
介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所開設者

中 野 市 長

令和 6 年度介護職員処遇改善加算等 処遇改善計画書の提出について（通知）

平素は、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）に定める介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 6 年 3 月 15 日付け老発 0315 第 2 号厚生労働省老健局長通知）（以下、「国通知」という。）に基づき、下記により計画書を提出してください。

## 記

### 1 提出書類

#### (1) 処遇改善加算計画書

- ① 介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和 6 年度）（別紙様式 2-1）
- ② 個票（令和 6 年 4・5 月分）（別紙様式 2-2）
- ③ 個票（令和 6 年 6 月以降分）（別紙様式 2-3）
- ④ 個票（年度内の区分変更がある場合に記入）（別紙様式 2-4）

※ 上記①～④は、長野県が示している様式と同一です。

※ ④については年度内の区分変更がある場合に提出してください。

#### (2) 介護報酬改定に伴う体制等に関する届出書

- ⑤ 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書
- ⑥ 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等状況一覧表
- ⑦ 添付書類

※ 同一法人内の事業所数が 10 以下の介護サービス事業者等については、国通知の 4 (5) に基づく、別紙様式 6 や別紙様式 7 での計画書の作成及び提出も可能です。

## 2 提出方法・部数

原則、電子メール（excel ファイル）により提出（郵送又は持参の場合は1部提出）

## 3 提出期限

(1)処遇改善加算計画書 令和6年4月15日（月）（必着）

(2)介護報酬改定に伴う体制等に関する届出書 令和6年4月1日（月）

（※計画書より先に体制届を提出する必要がありますので、ご注意ください。）

※⑥の令和6年6月以降分に係るもの（別紙 1-3-2（地域密着）、別紙 1-1-2（居宅介護支援）、別紙 1-2-2（介護予防支援）、別紙 1-4-2（総合事業））は5月15日までに提出をお願いします。

## 4 提出先

中野市 高齢者支援課

※ 計画書に記載する事業所を指定する指定権者（県、中核市（長野市、松本市）、市町村・広域連合）全てに対して提出してください。

※ 複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。

## 5 留意事項

- ・ 計画書の様式が改訂されましたので、令和6年度の計画書については、改訂後の新様式で作成してください。
- ・ 介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口において、計画書等についてのお問い合わせが可能です（電話：050-3733-0222）

## 6 その他

(1)各種様式について

本市公式ホームページに掲載していますので御確認ください。

トップページ → 「暮らしのシーンから探す」 → 「高齢者・介護・障がい者」 → 「介護保険（事業者向け情報）」 → 「地域密着型サービス事業者向け情報」 →

「介護職員処遇改善加算等について」(<https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2024032500107/>)

(2)報酬改定内容の確認について

- ・ 報酬改定の内容を十分にご確認ください。加算の名称に変更が無くても、区分が追加、減少しているものもあります。
- ・ 厚生労働省ホームページ、介護保険最新情報、長野県ホームページの令和6年度介護報酬改定内容説明動画等でご確認ください。報酬改定の内容を十分にご確認ください。

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号  
中野市 健康福祉部 高齢者支援課  
（課長）宮嶋  
（担当）〔地域密着型サービス関係〕 長嶺  
〔総合事業関係〕 小出  
電話：0269-22-2111（内線365）  
FAX：0269-22-2295  
電子メール：kaigo@city.nakano.nagano.jp